

愛知県動物愛護推進協議会平成25年度第2回会議議事録

1 日 時：平成26年3月18日（火） 午後2時から午後3時30分まで

2 場 所：愛知県自治センター6階 1会議室

3 出席者：（委員）矢部委員（会長）、齋藤委員（副会長）、高野委員、土屋委員、宮本委員、脇田委員、村松委員、墨岡委員、狩野委員、島田委員、稲垣委員（代理出席 伊藤指導主事）

（事務局）生活衛生課 北折課長、小野塚主幹、高柳課長補佐、山本主査、動物保護管理センター 山本課長

4 概要

（1）あいさつ

【北折課長】

委員の皆様方には、年度末のお忙しい中、愛知県動物愛護推進協議会平成25年度第2回会議に御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

また、日ごろから、本県におきます動物の愛護と適正な管理の推進に、それぞれのお立場から御尽力をいただいておりますことを、重ねてお礼申し上げます。

さて、昨年9月に開催しました、第1回会議におきまして、愛知県動物愛護管理推進計画の改定に関する基本的な方針について御検討をいただきました。

この結果を踏まえ、推進計画の改定案を取りまとめ、御案内のとおり昨年12月25日から本年1月15日までの22日間、県民からの意見募集を行い、県内外の200名及び2団体から延べ897件の意見をいただきました。

本日の会議では、この意見募集の結果について御説明させていただき、意見に対する考え方や改定案への反映等について御検討いただくこととしております。

今回改定する推進計画の計画期間は平成35年度までの10年間としております。

委員の皆様方におかれましては、豊富な御経験、御見識に基づき、専門的な視点からの御意見を願いますとともに、今後とも動物愛護施策の推進に関しまして、一層の御指導・御支援を賜りますよう、重ねてお願いしまして、開催にあたってのあいさつとさせていただきます。

（2）議題

ア 愛知県動物愛護管理推進計画の改定案に関する意見募集の実施結果について

主査 山本 資料3及び資料4により説明

【委員からの発言なし】

イ 愛知県動物愛護管理推進計画の改定案について

主査 山本 資料5及び資料6により説明

【高野委員】

視点 アクション3 動物介在活動等への支援 について

今後の方針のところに、「引取り及び保護収容した犬・猫の中から、適性があると判断した犬・猫に対して高度なしつけを行い、動物ふれあい活動や動物介在活動等を行っている民間のボランティア団体に譲渡する・・・」とある。また、推進計画の策定の趣旨と背景にも動物介在活動の記載がある。

こうした活動は、全て保護した犬・猫で行うのか？一般の家庭で飼養されている動物を対象とはしないのか？また、どういう団体が動物介在活動を行うのか。

【事務局】

県の取組としては、愛知県動物保護管理センターで引取り及び保護収容した犬・猫につい

て、まず社会復帰が可能な個体かどうかについて健康診断や社会性について確認を行っている。その中で、動物介在活動に適性があると判断した犬・猫に対して高度なしつけを行い、また、審査基準に合格した個体を支援犬としている。

なお、動物保護管理センターでは、県の取組に協力していただける動物愛護団体について、協力団体として登録しており、この中から、動物介在活動を行っている団体に対して育成した個体を譲渡している。

【高野委員】

県に動物介在活動に関する理想的な活動を示して欲しい。

動物介在活動といっても、高齢者施設へ訪問するのと、幼稚園や学校を訪問するのとでは、目標や目的が異なるため、動物に求められる性質が異なることから、理想の犬の形や活動の仕方についてお手本として、広く示していただきたい。

セラピー犬と簡単に言う人が多い。また、犬を連れて自称セラピストという人もいる。

動物介在活動が活発になるのは良いが、反面、いくらしつけをした犬でも100%事故を起こさないとは言えないので、怖いところがある。

活動に必要な知識を持った人がリーダーであるべきで、活動を支援団体に任せるのではなく、リーダーの育成を含め指導的な立場で取り組んでいただきたい。

【矢部会長】

動物介在活動に関する役割は、今後、大きくなっていくことが予想される。

こうした活動ができるのは犬・猫だけではない。

県として適正な指導ができるよう、情報収集に努めていただきたい

【高野委員】

学校での活動は先生と密に連絡をとってからでないといけない。

単に、犬を触るだけでは何もならない。

犬の触り方について学ぶのみであれば、犬を使わなくて、ぬいぐるみでもできる内容である。動物を使わなくてもできる方法があることをお考えいただきたい。

【事務局】

貴重な意見をいただきお礼申し上げます。

今後の検討課題とさせていただきます、お時間をいただけますようお願いする。

【(稲垣委員代理) 県教育委員会 伊藤指導主事】

動物愛護については命の大切さということで道徳の授業、動物とのふれあいについては主に生活科の授業で取り上げることになる。

県獣医師会には、ふれあい教室でお世話になっている。こうした普及啓発を進めていきたいので、よろしく願います。

また、推進計画にも記載されている職場体験学習の受け入れについても御協力を御願います。

【土屋委員】

愛知県獣医師会では、学校飼育動物の支援委員会を設けている。

教育委員会にお手伝いをいただき、小学校等にウサギを連れて行ったり、学校にいるウサギを用いてふれあい教室を行ったり、学校飼育動物に病気が発生した場合の相談活動をしている。

動物介在活動については、人と動物の絆委員会があり、動物を連れ、老人ホームの訪問を行っている。

また、盲導犬・聴導犬・介助犬については、長久手に介助犬の育成施設が出来たこともあり、獣医師会でも協力している。県からも、メンバーを出していただくと良いと考えている。セラピー犬については、県で認定制度を創設し、認定した動物で行うと良い。

【島田委員】

認定制度について、豊田市では、テストをして、犬とその飼い主に豊田市動物愛護ボランティアとして市長名で認定証を出している。このようにちゃんとチェックをして訪問活動を行うような体制を取っている。

【村松委員】

市議会において、教育の現場で命の大切さを学習する取組をやったらどうかとの提案があった。これまで名古屋市動物愛護センターにおいて、幼稚園・保育園を対象とした取組があったが、もう少し大きい小学生の高学年から中学校に範囲を広げてはどうかとの提案である。これを受け、教育委員会により、全ての小中学校に愛護センターが行う事業のチラシを配ってくれることになった。

初めての取組なので、これから調整することは色々あるが、教育委員会と行政とが歩み寄れた状況となった。

【矢部会長】

対象は名古屋市の小中学校か。

【村松委員】

希望する名古屋市内の小中学校が対象となる。

動物愛護センターへ受け入れる場合と、動物愛護センターが学校を訪問する場合とがあるが、平成26年度から一歩進めて取り組んで行く状況となった。

【土屋委員】

名古屋市獣医師会との連携はどのようなか。

【村松委員】

市獣医師会によれば、市獣医師会が実施している学校飼育動物の事業は「教育」を支援するものとのこと。

私たち動物愛護の事業を行う部署では「教育」を行う事は出来ず「犬猫の命を大切にすることを育む」までである。

このため、市獣医師会とは少し役割は違うと思うが、十分連携していきたい。

【墨岡委員】

視点 から については取組の内容がイメージできるが、視点 危機管理対応については、具体性に欠けるためイメージしづらい。

特に狂犬病発生時における対応については、豊橋市は静岡県と隣接しており、計画を進めていくためには、例えば東三河地域で会議を開催する等、連携を密にしていく必要がある。推進計画に書いてある以上、一步一步進めて行かなくてはならない。

また、災害発生時における対応では、愛知県動物保護管理センター東三河支所は、海拔の低い場所にあり、津波が発生した際、被災動物の救護施設としては利用できない。

救護施設をどこに持っていくのか、具体的に考えていく必要があり、県、名古屋市、中核市、市町村、獣医師会、動物取扱業者と一緒に考えていく必要があると思っている。

【島田委員】

視点 アクション3 災害発生時における対応 において、「愛知県獣医師会、愛知県動物保護管理協会及び愛知県で構成する愛知県被災動物対策連絡協議会を設置し」とあるが、そこに中核市も加えていただき、広域的に対応できる体制にしていいただきたい。

【事務局】

愛知県被災動物対策連絡協議会の運営について、来年度以降、見直しを図りたいと考えている。指摘の内容については、その際に検討させていただくので、協力をお願いする。

【村松委員】

視点 アクション7 周辺環境への迷惑防止の徹底において、「多頭飼育問題事例集等の検討及び作成」とあるが、具体的にどういうものか。

【事務局】

愛知県で発生した多頭飼育の崩壊等の事例を集め分析したものを想定している。

また、例えば、多頭飼育が崩壊し犬猫が衰弱したり死体が確認できた住宅等で、飼い主がいなくなっている場合、そこに動物愛護担当職員が立ち入ることができるか、また、所有者に無断で保護した際に不法侵入とされないかといった法的な根拠を持った対処法について整理し、活用できるようにしたものを想定している。

作成に当たっては、名古屋市、中核市の協力も必要となるのでよろしく願います。

【村松主幹】

一人暮らしの方、生活保護を受けている方、高齢の方で猫を増やしすぎてしまう事例がある。あらかじめこうした飼養者を把握することが困難な状況である。

事例を検討する中で良い方法があれば、示していただきたい。

【矢部会長】

来年度か2年後ぐらいにはできるのか。

【事務局】

この場で時限設定を申し上げることは出来ない。

県としては、墨岡委員から指摘のあった狂犬病予防、被災動物対策を重点的に取り組んで行く必要があると考えている。このように優先順位を付けて取り組んでいきたいので、御理解いただきたい。

【矢部会長】

猫に限らず他の動物でも多頭飼育の問題はある。しっかり事例を集めてマニュアルを作る必要があるのでよろしく願います。

【宮本委員】

高齢者で所有者のいない猫に餌を与えている方が多い。家にも抱えている人がいる。

こうした方が体調を崩した場合、猫を保護する必要があるが、数が相当多く、新たな飼い主を見つけることが困難な状況である。近い将来、多頭飼育崩壊に近い状況になることが予

測されるため、所有者がいない猫対策として、考えていく必要があるのではないかと。

【矢部会長】

県では、そうした事例は把握しているのか。

【事務局】

把握できる事例は、動物虐待に近い事例となって情報が上がってくることが多い。

そうならないよう未然に確認できればよいが、崩壊していない段階で情報を入手することは難しい。

特に猫の場合、猫の所有者なのか、所有者のいない猫を管理しているのか、事例は様々であるが、できることがあればやっていきたい。

【島田委員】

豊田市では、障害支援担当部署、高齢者対策担当部署からの相談が増えている。

高齢者が飼養していた猫について、引き取り手がいないといった相談がある。

【狩野委員】

宮本委員の指摘のような事例は多いと思う。

市内の事例であれば、担当部署間で情報を入手できる事が多く、また、地域の方からの情報で情報を入手する場合もある。

こうした事例に対しては、まず、飼養頭数を適正に管理できる頭数まで減らすところから始める。引き取った動物については、健康診断や社会性を確認し譲渡できるものは譲渡している。

地域の代表の方に、猫問題の有無について確認すると、餌やりさんがいて困っているという意見がある一方、この餌やりさんが地域の活動にとっても積極的であるため注意できないという相談がある。こうした事例に対しては不妊去勢について指導している。

現状では、所有者責任を果たしていない人が多い。不幸な動物を減らすためにも所有者明示と所有者責任を果たしていくことが必要と考えている。

【土屋委員】

行政としては厳しいことを言いづらい部分があると思うが、悪質な事例等への対応にあたって警察と連携していき、厳格に対応することを考えていくべき。

【矢部会長】

この協議会ができる際、警察にもメンバーに加わってもらうようお願いしてきた。

動物愛護管理法では、動物の虐待や遺棄について罰則が規定されており、厳格に取り扱われるべき。

多くの貴重な意見が出された。事務局は意見を集約して、今後の取組に役立てていただくようお願いする。

(3) 報告

名古屋市動物愛護センターのリニューアルオープンについて
村松委員により資料7について説明

【矢部会長】

研修会ができる施設か。

【村松委員】

2階に映写機があり30～40人入れる部屋がある。

(4) その他

【矢部会長】

は虫類も動物愛護管理法において愛護動物になりうる。

これからペットとしての需要が高まってくる。東海地域は、京阪神に比べて動きが遅いものの、ヘビ、カメ、オオトカゲ等を飼う人が増えてきている。

次年度は、は虫類の対策について検討いただきたいので、委員におかれては情報収集をお願いしたい。

【高野委員】

4月から支部長が交代となる。新年度からは新支部長の山本が委員に就任するのでよろしく願います。